

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

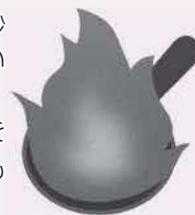
消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報

小さいサイズのフライパンは注意して使用しましょう

《事例1》一人暮らしにちょうどよさそうな20センチサイズのフライパンを購入した。炒め物をしようとコンロの五徳の上にフライパンを置き、油を入れると急に傾いた。熱い油がこぼれたら、やけどをしていたかもしれない。(60歳代 男性)

《事例2》22センチサイズのフライパンの取っ手に、ガスコンロの炎が当たり、取っ手を固定している樹脂部が劣化した。そのため本体から取っ手が外れ、調理したものが足の上に落ちやけどをした。(60歳代 男性)



【ひとこと助言】

小さいサイズのフライパンをガスコンロで使う場合、ガスコンロの調理油過熱防止装置が鍋底を押し上げて、フライパンが傾いたり落下したりすることがあります。取っ手を持ちながら調理しましょう。小さいサイズのフライパンは、取っ手の根元部分が炎に近く、鍋底からはみ出した炎が、直接取っ手の樹脂部に当たり、取っ手が焼損するおそれがあります。火力に注意して調理しましょう。

子ども サポート情報

18歳から大人に！クレジットカードの使い方を考えよう

クレジットカードを複数枚使ってオンラインゲームの課金を繰り返し、すべてのカードを限度額まで使った。請求書が届いたが返済ができず放置していたら、督促状が届いた。お金がなく支払えない。どうすればいいか。(当事者：学生 男性)



【ひとこと助言】

- ・18歳になると、親権者等の同意なくクレジットカードを申し込むことができます。トラブルに遭わないためにも、クレジットカードの仕組みや支払い方法をしっかり理解しましょう。
- ・クレジットカードは消費者の信用に基づいて発行されるため、支払いができず延滞すると、将来住宅や自動車のローンなどが組めなくなる恐れがあります。支払計画を立てて利用しましょう。
- ・「分割払い」「リボルビング払い(リボ払い)」は手数料が発生します。特にリボ払いは毎月の支払いが一定となる仕組みですが、残高に対して手数料が発生するため、支払いがなかなか終わらない恐れがあり、注意が必要です。

～国民生活センター「見守り新鮮情報」「子どもサポート情報」より抜粋～

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般)…役場1階西側(収納課奥)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141(直通)
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください)
- ◇消費者ホットライン(全国共通ダイヤル) ☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番(訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談)
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

